

<p>物品又は役務の名称及び数量</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 物品調達又は業務内容</p> <p>(3) 物品調達時期又は履行期間</p> <p>(4) 履行場場所</p> <p>(5) その他</p>	<p>(1) 県立育成学校一般廃棄物収集運搬業務</p> <p>(2) 別添仕様書のとおり</p> <p>(3) 令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで</p> <p>(4) 山口県立育成学校</p> <p>(5) 詳細は仕様書のとおり</p>
<p>見積書を提出させる者の選定に係る基準 (契約申込に要する資格)</p>	<p>○障害者総合支援法に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 地域活動支援センター ・ 障害福祉サービス事業を行う事業所として指定されている施設 <p>○障害者基本法に規定する小規模作業所</p> <p>○上記施設に準ずる者として、知事の認定を受けた者</p> <p>○山口県内に事業所を有すること</p>
<p>契約相手方の決定の方法</p>	<p>(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 見積書の提出が1者のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるかを確認の上、当該の者を契約の相手方とする。</p>
<p>見積書の提出方法</p>	<p>以下により見積書を提出すること</p> <p>(1) 提出期限 令和5年3月27日 午前10時</p> <p>(2) 提出先 住 所：山口市大内氷上 7-5-1 所 属：山口県立育成学校 連絡先：083-927-0304</p>

山口県立育成学校廃棄物運搬処理業務仕様書

1 実施場所

山口市大内氷上7丁目5番1号 山口県立育成学校

2 業務の委託期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日（1年間）

3 業務の内容

(1) 可燃物（週2回）（年間 約3,400kg）

育成学校から排出される可燃物の運搬処理

(2) 不燃物（月1回）（年間 約240kg）

育成学校から排出される事業系不燃物の運搬処理

(3) 資源回収ゴミ（月1回）（年間 約240kg）

育成学校から排出される資源ゴミ（缶、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の運搬処理

4 業務実施方法

月曜日から金曜日（休日及び12月29日～1月3日を除く）のうち、指定する日（打ち合わせにより決定）の午前9時から午前11時の間に、施設敷地内にある所定場所から一般廃棄物を収集すること。

なお、収集する時間帯を変更する場合は、別途協議すること。

5 業務報告

- ・作業終了後は、必ず庁舎管理者に状況報告、又は終了報告すること。
- ・回収ゴミについては、ゴミの種類毎に毎月回収した重量を報告すること。

6 負担区分

収集運搬処理に必要な工具及び雑材料等は全て受託者の負担とする。

7 委託料の支払

月払いとし、業務完了後支払うものとする。

8 その他

- ・受託者が委託者から収集した一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令の定めるところにより処分すること。
- ・ゴミの仕分けは委託者が責任を持って行うものとする。
- ・委託者が指定する収集時間帯以外に緊急に廃棄を要する物品等が発生し、収集を要請した場合は、委託者は受託者に別途料金を支払うものとする。
- ・集積したゴミの運搬時には、当該ゴミの飛散対策を講じること。
- ・業務の内容等細部について必要な場合は、その都度、委託者の指示を受けること。